議案第４８号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和７年９月５日提出

大田原市長　相　馬　憲　一

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の２　任命権者は、次に掲げる子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第１５条及び第１８条の２第１項第３号を除き、以下この項及び第８条の３第１項から第３項までにおいて同じ。）のある職	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の２　任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治２９年法律第８９条）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第１号、第２号、同条第２項、第８条の３第１項から第４項、別表第１及び別

員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。	表第２において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。
⑴　小学校就学の始期に達するまでの子	⑴　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
⑵　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子	⑵　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの
２・３　（略）	２・３　（略）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第８条の３　（略）	第８条の３　（略）
２　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
３　（略）	３　（略）
４　前３項の規定は、第１５条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）に	４　前３項の規定は、第１５条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）に

おいて常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあり、並びに第２項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第１５条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

５　（略）

（病気休暇）

第１３条　病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

（削る）

おいて常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第１５条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

５　（略）

（病気休暇）

第１３条　病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

２　前項に規定する病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の規則で定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して９０日を超えることはできない。

	⑴　公務（公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例（平成１３年条例第２１号）第２条第１項により派遣された職員の派遣先の団体の業務を含む。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 ⑵　大田原市職員安全衛生管理規程（昭和６１年訓令第３号）第２５条第１項の規定により同規程別表第２に規定する勤務面の要軽業の健康管理区分の決定又は同表に規定する勤務面の要軽業への健康管理区分の変更を受け、同条第２項の保護措置を受けた場合
（削る）	３　前項ただし書、次項及び第５項の規定の適用については、連続する８日以上の期間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として規則で定める場合にあっては、その日数を考慮して規則で定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、１回の勤務に割り振られた勤務時間（１回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の規則で定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあっては、１回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第５項において「実勤務日数

	」という。）が２０日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
（削る）	４　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第２項ただし書の規定にかかわらず、当該９０日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。
（削る）	５　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日の翌日から実勤務日数が２０日に達するまでの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第２項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連

	続して９０日を超えることはできない。
（削る）	６　療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第２項ただし書及び第３項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
（削る）	７　第２項ただし書及び第３項から前項までの規定は、地方公務員法第２２条の規定による条件付採用期間中の職員及び同法第２２条の３第４項の規定により臨時的任用をされている職員には適用しない。
（削る）	８　病気休暇の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、１時間を単位とする特定病気休暇を使用した日は、１日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。
（削る）	９　第１２条第３項ただし書の規定は、病気休暇に準用する。
（特別休暇）	（特別休暇）
第１４条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。	第１４条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として別表第１で定める休暇とする。
（介護休暇）	（介護休暇）
第１５条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところによ	第１５条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範

り、職員申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
２　（略）	２　（略）
３　介護休暇の単位は、１日又は１時間とする。この場合において、１時間を単位とする介護休暇は、１日につき４時間を超えない範囲内とする。	３　介護休暇の単位は、１日又は１時間とする。この場合において、１時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した４時間の範囲内とする。
４　（略）	４　（略）
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第１８条の２　任命権者は、大田原市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）第２５条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 ⑵　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 ⑶　大田原市職員の育児休業等に関する条例第２５条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する	（新設）

申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 ⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 ⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等） 第１８条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）	（新設）

その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	
（勤務環境の整備に関する措置） 第１８条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 ⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	（新設）
附　則 （定義） 第２条　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　暫定再任用短時間勤務職員　令和３年改正法附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。 ⑷　（略） （削る）	附　則 （定義） 第２条　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　暫定再任用短時間勤務職員　令和３年改正法附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。 ⑷　（略） 別表第１（第１４条関係）

	休暇の原因	休暇を与える期間
1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨随移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する	１の年度において５日の範囲内の期間

	活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ⑴　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ⑵　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって規則で定めるものにおける活動 ⑶　⑴及び⑵に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認	結婚の日の５日前の日から当該結婚の日

	められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	後１年を経過する日までの期間内における週休日及び休日を除く連続する５日の範囲内の期間
６	女性職員が生理のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間。ただし、２日を超えることはできない。
６の２	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度において５日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内の期間
７	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満２３週までは４週間に１回、妊娠満２４週から満３５週までは２週間に１回、妊娠満３６週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があった場合には、

		いずれの期間についてもその指示された回数）とし、必要と認められる期間
8	女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
9	妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
１０	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
１１	６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
１２	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６

		週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
１３	生後１年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	１日２回それぞれ３０分以内の期間又は１日１回６０分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（その子について民法第８１７条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であってその子を現に監護するもの又は児童福祉法第２７条第１項第３号の規定

によりその子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第１号に規定する養育里親である者（同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０

		分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は１日１回６０分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間）
１４	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次の項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの期間内における２日の範囲内の期間
１５	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における５日の範囲内の期間

１６	義務教育終了前までの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度において５日（その養育する義務教育終了前までの子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間
１７	第１５条第１項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間
１８	職員の親族（別表第２の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した	親族に応じ別表第２の日数欄に掲げる連

	場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
１９	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後１５年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１日の範囲内の期間
２０	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年度の５月から１０月までの期間内における、６日の範囲内の期間
２１	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ⑴　職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。	７日の範囲内の期間

	⑵　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	
22	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
23	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

（削る）

別表第２（第１４条関係）

親族	日数
配偶者	７日
父母	
子	５日
祖父母	３日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
孫	１日

兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	３日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日）
子の配偶者又は配偶者の子	１日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	１日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	１日

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。